介　護　老　人　保　健　施　設　と　よ　さ　と

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金

月額費用として、（１）施設サービス費＋（２）居住費・食費＋（３）その他日常生活費＋（４）加算料金 を お支払い頂きます。

（利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます）

１．施設サービス費（１日あたり）

介護度	４床室	個室
要支援１	613　円	579　円
要支援２	774　円	726　円

２．居住費・食費（１日あたり）　R8.8改正

利用料金負担段階	居住費		食費	
	４床室	個室	４床室	個室
第４段階	510	1,850	1,760　円	
第３段階①	430	1,370	1,030　円	
第３段階②	430	1,470	1,360　円	
第２段階	430	550	600　円	
第１段階	0	550	300　円	

※利用料金負担段階の詳細については、別紙＜利用料金負担段階について＞をご参照下さい。

２．介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項　　目		料　　金	内　　容
日常生活品費		140　円／日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用
教養娯楽費		130　円／日	レクリエーションで使用する材料に係る費用
特別室料	個室	1,500　円／日	特別室（個室、２床室）利用の場合
理美容（カット）代		1,500　円／回	出張理髪業者による理美容（定期的に施設内にて実施）を利用の場合
洗濯代	入浴時の衣類一式	360　円／回	私物衣類を洗濯した場合の洗濯代
	上記以外に洗濯を要する場合	220　円／回	
タオル賃借料		150　円／回	入浴時タオル使用料
電気使用料		220　円／日	テレビをご利用された場合にお支払いいただきます。

３．加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項　　目	料　金	内　　容
送迎加算	184　円／回	自宅まで送迎を行った場合に、片道につき加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51　円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。地域に貢献する活動を行っていること。介護保険施設サービスⅠの基本型またはユニット型介護保険施設サービス費Ⅰの基本型を算定していること。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6　円／日	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が、80%以上配置の場合、加算されます。 ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が35％以上である事。
夜勤配置加算	24　円／日	基準（入所者20名に対し1名）を上回る人員を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション加算	240　円／日	医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリ計画を作成し、それに基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリを実施した場合、加算されます。

介護老人保健施設　とよさと（R8.8改正）

若年性認知症利用者受入加算	120 円／日	若年性認知症の利用者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に加算されます。
療養食加算	8 円／回	基準に適合し、都道府県知事に届け出て食事の提供を行う施設が、療養食を提供した場合に加算されます。
総合医学的管理加算	275 円／日	治療を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として加算されます。 ① 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。 ② 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う。 ③ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行う。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	1か月あたりの総単位の8.6%	介護職の人材確保と質の向上等を図るため、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算率(8.6%)を乗じた額を加算いたします。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	1か月あたりの総単位の9.3%	介護職の人材確保と質の向上等を図るため、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算率(9.3%)を乗じた額を加算いたします。